



Subject: ACCO Brands Anti-Bribery and Anti-Corruption Policy	Effective: June 30, 2011
Policy Owner: Vice President, Associate General Counsel - Global Compliance and Litigation	Updated: June 5, 2017
Approved By: Senior Vice President, General Counsel, and Corporate Secretary	Page 1 of 6

アコ・ブランド 贈賄防止および反汚職方針

アコ・ブランドは、ビジネスを倫理的で誠実かつ、適用法令に従って実施することに取り組んでいます。これには、贈賄および汚職の禁止が含まれます。

方針

アコ・ブランドには、当社の代理または利益のために行動する社員、役員、ディレクター、第三者代理人、およびビジネスパートナーが含まれ、賄賂またはリベートをどんな形であれ提供または受け取りを行いません。当社では、政府または民間団体のいずれかが関与するすべてのビジネス取引において、贈賄を一切許容しません。

贈賄は、法規に対する敬意を害し、不公平な競争を引き起こし、経済発展を遅延させ、革新を損ない、政治的および社会的な不安定性の一因となります。

アコ・ブランドに関しては、贈賄または汚職の関与により、ブランドや当社の評判を長期にわたり損ない、消費者および株主からの信頼を失い、製品価値を下げることとなります。汚職防止法令に対する違反は、関与者に対して何百万ドルもの罰金罰則が科され、さらに懲役が求刑されることがあります。

必須のコンプライアンス

本方針では、贈賄および汚職に関連する状況の扱いに指針を提供します。その目的は、すべてのアコ・ブランド社員、役員、ディレクター、およびすべての第三者代理人および世界中でアコ・ブランドの代理として業務を行うビジネスパートナーが、贈賄および汚職に対するアコ・ブランドの方針および適用法を理解し、従うことを確実にするためです。

本方針だけでなく、米国および国際的な汚職防止法令に従うことが必須となります。従うことができない場合、雇用の終了またはアコ・ブランドとの取引の終了を含む最大で懲戒免職を実施する場合があります。

同様に、本方針に対する違反、または賄賂の支払要求や受け取り、またはその他の本方針の違反についての情報がある場合、あなたはアコ・ブランド グローバルコンプライアンス部の GlobalCompliance@acco.com、法務部、人事部、マネージャ、または MySafeWorkplace まで問題を至急報告する**義務**があります。MySafeWorkplace は、安全で匿名であり、機密が保たれています。

アコ・ブランドの行動と倫理規範に記載されているように、当社には、誠意を持って贈賄または汚職を含む疑わしい不正行為の報告を行った人すべてを保護する厳格な報復禁止方針があります。

贈答品、会食、および接待

様々な汚職防止法の下では、ビジネスを取得または保有する個人に対する、または不適切な利益を確保するために、現金または価値のあるもの（贈答品、会食、インターンシップ、仕事、旅行、寄付、スポンサー、政治献金、または接待）の提供は違法となります。これらの法律は、適正なビジネスギフト、会食、旅行、接待を禁止していません。しかし、以下の重要な規則を順守する必要があります：

- **不適切な影響力または特別待遇の禁止**：決定に影響を与えるか、または特別待遇を得るために価値があるものを贈るまたは受け取らないようにしてください。
- **高額な食事または贈答品の禁止**：適切な会食または贈答品を忠実に選択してください。アコ・ブランズの社名またはロゴが入った販促ギフトはさらに良い選択です。
- **現金の禁止**：現金または、現金相当物（例えば、商品券、小切手、または名目上の価値を超えるギフトカード）は、ビジネスの贈答品として絶対に受け取ることはできません。
- **頻度の低減**：同じ人に対して頻繁に贈答品を送ることは、それが安価なものであっても不適切です。
- **透明性**：贈答品は、公然と適切な状況で提供し、秘密に、または第三者を通して行うことは絶対にできません。
- **現地法の理解**：コンプライアンスを確実に行うため、いずれの贈答品も提供または受け取る前に、その国の現地法を確認してください。
- **顧客の要件の理解**：一部の顧客では、贈答品を一切容認しない方針をとっており、いずれの贈答品も提供または受け取る前に顧客のガイドラインをレビューしてください。
- **政府関係者に対する特別規則**：あなたが独立した第三者でありアコ・ブランズの代理として業務を行う場合、政府関係者に贈答品を提供する前に、確実に法律を順守するため、ご自身の会社の法務部またはコンプライアンス部に連絡してください。

第三者代理人およびビジネスパートナーの扱い

アコ・ブランズは、サプライヤ、請負業者、コンサルタント、ベンダーおよび合併事業パートナーを含む多くの第三者代理人およびビジネスパートナーとグローバルにビジネスを行っています。汚職防止法の下では、アコ・ブランズは、これらの第三者がアコ・ブランズのビジネスの利益のため何らかの価値ある物を申し出る、または提供した場合、彼らの行為に対して責任を負う可能性があります。

アコ・ブランズの代理として業務に従事する第三者代理人またはビジネスパートナーの不当行為に対するリスクを軽減するため、当社ではデューデリジェンス（適正評価）手順を導入しました。手順では、第三者代理人と取引関係に入る前に、当社が背景の適切な審査を確実に行えるようにします。社員は、プロセスを支援し、より高いリスクのある第三者と最初に取引を始める前、またはこれらの第三者と契約を更新する際は、デューデリジェンスを依頼する必要があります。より高いリスクのある第三者代理人に関する定義は「Third Party Due Diligence Procedures

(第三者デューデリジェンス手順)」に明記されており、以下の Global Compliance SharePoint サイトで入手できます：<https://accobrand.sharepoint.com/sites/Corporate/Dept/GC/SitePages/Home.aspx>.

アコ・ブランズ社員が第三者代理人およびビジネスパートナーと関わる際は、アコ・ブランズが贈賄と汚職を一切容認しないことを明確に伝えることが必要です。アコ・ブランズの第三者代理人およびビジネスパートナーは、本方針およびすべての適用される汚職防止法を理解して従うことが要求されます。また、当社の第三者代理人およびビジネスパートナーは、彼らの下請業者が本方針とすべての適用される汚職防止法を理解し、従うことを確実にする義務があります。

第三者代理人および下請業者と取引する場合、贈賄または不正行為を示す以下の危険信号を意識するようにしてください：

- 第三者代理人が賄賂を渡している、または受け取っているという噂や評判がある
- 第三者代理人が請求書または費用請求に最小限の詳細しか提供しない、または一時金の請求をする
- 第三者代理人が前払いまたは不当に高い手数料または支払いを請求する
- 第三者代理人が第三者、または他の国を通して支払いを請求する
- 第三者代理人が現金での支払いを要求する
- 第三者代理人が政府関係者と家族関係にある、または特定の機関または政府事業体と「特別な関係」であると主張する
- 政府関係者がアコ・ブランズが特定のコンサルタントを使用している、または明らかな付加価値をわずか、または一切提供しない人を使っていると主張する
- 第三者代理人が採用されるサービスについて一切、またはわずかな背景しか提供しない
- 第三者代理人がビジネスを行うため適切に登録されておらず、法人組織でもない

これらの危険信号のいずれかを認識した場合、アコ・ブランズ Global Compliance Department (グローバル・コンプライアンス部) GlobalCompliance@acco.com、法務部、人事部、あなたのマネージャ、または MySafeWorkplace に情報を報告してください。

便宜を図ってもらうための支払金

「賄賂」と呼ばれる便宜を図ってもらうための支払金 (Facilitation payment)、または支払の手続きを即刻行う (expediting payment) は、アコ・ブランズでは厳重に禁止されます。例外は限られた状況 (例えば、差し迫る健康上または安全性への脅威など) に適用されることがあります。これは、金額の大小にかかわらず適用されます。

賄賂または便宜を図ってもらうための支払金を依頼された、または要求された、もしくは賄賂または便宜を図ってもらうための支払金が支払われた疑いがある場合、アコ・ブランズ Global Compliance Department (グローバル・コンプライアンス部) GlobalCompliance@acco.com、法務部、人事部、あなたのマネージャ、または MySafeWorkplace に情報を報告してください。

正確な記録の重要性

いくつかの汚職防止法では、商取引の正確な記録を実施しない場合、別の違法行為として見なされます。すべての関連記録（請求書および経費報告書を含む）を関連する商取引に正確に反映させるようにしてください。事実についての虚偽を記載、情報の省略、または記録の修正、もしくは他者の誤解をまねく何らかの方法による報告を実施しないでください。また、他者のそのような行為を補助しないでください。

曖昧な部分の回避

本方針は、法律を順守するためのガイダンスを提供するだけでなく、アコ・ブランズの運営に関連する疑わしいと受け取られる行為の状況さえも避けるよう考案されています。以下に違反行為を避けるためのいくつかの有益なヒントを示します：

- 疑問や懸念がある場合は、質問をする。
- 疑わしい行為を問題にしないまま放置しない。コンプライアンス（法令順守）を厳格に受けとめ、他者にも同じことを奨励する。
- 警戒心をもって行動する。第三者代理人に対し、特に彼らがアコ・ブランズの代理またはアコ・ブランズの利益のため政府関係者と関与する場合、よく監視する。
- 不適切な支払い、または他の疑わしい活動の噂を聞いた場合、絶対にそれらを見做さない。前述した連絡先に報告してください。当社が状況について調査して適切な是正措置を取ることができます。

本方針について、または特定の行為が本方針に準拠しているかについて質問がある場合は、アコ・ブランズ Global Compliance Department（グローバル・コンプライアンス部）GlobalCompliance@acco.com、法務部、人事部、あなたのマネージャ、または MySafeWorkplace にご連絡ください。

**贈賄および汚職を防ぐことは、法的なことだけでなく、
正しい行動であると念頭においてください。**